

平成28年(ワ)第2407号

自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件

原告 平 和 子

被告 国

## 準備書面(24)

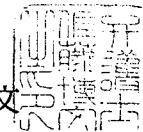
### —立証計画の概要—

2021(令和3)年3月19日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤博文



弁護士 池田賢太



記

### はじめに

原告は、次の証人を申請すべく準備している。なお、証人申請書は追つて提出する。

本件は、違憲の海外派兵による「平和に生きる権利」あるいは「人格権」の侵害を、自衛隊員の家族（母親）の立場から問う裁判である。かかる権利の意義や内容については、当初より準備書面等によって明らかにしてき

たが、今後さらに論文や判例、裁判記録などにより補充する予定である。証人申請は行なわないが、それに代わる十分な弁論の機会を求める。

## 1 証人 照井資規

### (1) 証する事実

南スーザンという「戦場」に、軍事的任務を遂行するUNMISに自衛隊員が生命、身体の安全を守る十分な装備も教育もなく派遣されたことを、戦場医療・教育に精通した証人の証言により明らかにする。

それを通して、戦場で兵士が「殺し・殺される」ことのリアリティと、それを家族には知らせない実態を明らかにし、自衛隊員の母親である原告の平和に生きる権利、人格権の侵害を明らかにする。

- ① 武器、戦闘方法からみた現代の「戦闘」あるいは「戦場」の実態。
- ② 南スーザンにおける「戦闘」あるいは「戦場」の実態。
- ③ 戦傷者の救命、救護の教育、装備の国際基準。
- ④ 自衛隊はもともと③の国際基準を満たしておらず、南スーザンPKO隊員は教育も装備も不十分なまま派遣されたこと。
- ⑤ 南スーザンの「戦闘状況」(日報など)と「衛生週報」(甲A204)から判明する、派遣隊員が置かれていた肉体的、精神的状況。
- ⑥ ①～⑤の実情を隊員家族は知らず、また、本件における派遣部隊から家族への情報提供は厳しく制限され、家族が強い不安を抱くのは当然であること(甲A65, 257, 242, 243等の解析を含む)。
- ⑦ その他関連する事実

### (2) 主な経歴

1995年10月、陸上自衛隊に入隊。

1996年4月、第18普通科連隊第1中隊(対戦車弾薬手)、2002年1月、同第1中隊(対戦車操作手)に所属。

2006年4月から翌年3月まで、イラク復興支援第12次派遣訓練隊に所属（派遣は10次隊で終了）。

2007年3月 医療職種（衛生科）へ変更。

2008年4月、陸上自衛隊衛生官に任官。

2011年4月、陸自富士学校普通科部の研究員となる。教科書「救急法・野外衛生」の改訂、参考書「第一線救護ハンドブック（参考）」の執筆、教科書「戦傷病の治療」の改訂などに携わる。

2015年11月、陸上自衛隊を退官。

一般社団法人アジア事態対処医療協議会（TACMEDA：タックメダ）を設立。医療従事者にテロ対策、有事医療、集団災害医療を、自衛官や警察官に世界最新の戦闘外傷救護技術を教える。

2019年10月より、新潟大学医学部災害医療センター講師

2020年4月より、琉球大学医学部非常勤講師

### （3）主な著書・論考

- ・『イラストで学ぶ戦闘外傷救護—COMBAT FIRST AID—』（株式会社ホビージャパン。韓国版、中国版なども出ている）
- ・共著『弾丸が変える現代の戦い方—進化する世界の歩兵装備と自衛隊個人装備の現在』（誠文堂新光社）
- ・軍事研究 2016年8月号「四肢が吹き飛ぶ戦闘外傷からのサバイバル」（甲55の1）
- ・軍事研究 2016年10月号「実効性疑わしい！陸自救命ドクトリン『10分1時間』」（甲55の2）

### （4）南スーダンPKOに関する新聞・雑誌取材

- ・2016年6月7日付 每日新聞朝刊「日本のゆくえ 現場を歩く命守れぬ戦闘救護」
- ・2016年8月26日付 東京新聞朝刊「特報 戦闘救護対応不十分」

- ・ 2016年11月16日付 每日新聞朝刊「現場のリアル論じよ」
- ・ 2016年12月4日発売 サンデー毎日「南スーダン派遣隊員と自衛隊員の生命」

## 2 証人 伊勢崎賢治

### (1) 証する事実

国連PKOの活動原則や活動の実際、国際人道法の適用、武力行使原則について明らかにし、PKO協力法の派遣5原則に照らせば、UNMISへの自衛隊派遣は、本来出来ないことであること。

以上について、国連職員として世界の紛争地で紛争処理や武装解除に当たった経験を持ち、国際人道法（交戦法規）に通じ、アフリカのPKO活動も直接視察しているなど、国連PKO活動に通じたわが国随一の専門家より証言を得る。

これにより、派遣隊員が、加害者にも被害者にもなる現実的な危険性があり、その際、国際人道法が適用されない可能性があったことを明らかにし、自衛隊員の母親である原告の平和に生きる権利ないしは人格権が侵害されたことを明らかにする。

- ① 国連PKOにおける武力行使原則とは何か。
- ② ①と日本のPKO協力法はどういう関係にあるか。
- ③ UNMISの任務は何か。
- ④ ③と自衛隊及び自衛隊員の国際人道法、地位協定上の地位との関係。
- ⑤ 南スーダンにおける「内戦」の実態と自衛隊員の置かれた状況。
- ⑥ 第11次隊に付与された「駆けつけ警護」「宿营地の共同防護」の意味と実際。
- ⑦ その他関連する事実

### (2) 主な経歴

1980年3月、早稲田大学大学院理工学研究科修了。

1988年～1997年、国際NGO「プラン・インターナショナル」において、シェラレオネ、ケニア、エチオピアの農村総合開発を指揮。

1999年～2000年、国際連合平和維持局ニューヨーク本部主催 DDR特別運営委員会日本政府代表。

2000年3月～2001年5月、国際連合東ティモール暫定行政機構上級民政官として、同国コバリマ県の県政を指揮。

2001年6月～2002年3月、国際連合シェラレオネ派遣団、国際連合事務総長副特別代表上級顧問兼武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)部長として、内戦後のシェラレオネでDDRを指揮。

2003年2月～2005年5月、アフガニスタンでの軍閥・武装勢力の武装解除を指揮。

2006年4月、東京外国語大学大学院教授。

現在、東京外国語大学大学院総合国際学研究科国際協力専攻平和構築・紛争予防専修コース(PCS)教授。

特定非営利活動法人難民を助ける会理事

早稲田大学国際戦略研究所研究員

### (3) 主な著書・論考

- ・『東チモール県知事日記』(藤原書店, 2001年)
- ・『武装解除――紛争屋が見た世界』(講談社現代新書, 2004年)
- ・『自衛隊の国際貢献は憲法九条で――国際平和維持軍を統括した男の結論』(かもがわ出版, 2008年)
- ・『日本の国際協力に武力はどこまで必要か』(高文研, 2008年)
- ・『さよなら紛争(14歳の世渡り術)』(河出書房新社, 2009年)
- ・『国際貢献のウソ』(ちくまプリマー新書, 2010年)
- ・『日本人は人を殺しに行くのか 戦場からの集団的自衛権入門』(朝

日新書、2014年)

- ・『テロリストは日本の「何」を見ているのか』 幻冬舎新書、2016年10月

### 3 証人 蟻塚亮二

#### (1) 証する事実

現代の戦闘や訓練による兵士の負傷や精神疾患の実態、並びにそれが家族に与える影響について明らかにする。

海外で戦争に従事すること、あるいは紛争地への海外派遣任務の増大により、兵士が精神や神経を患い、それに伴う事件や事故、自殺者が増大し、それが家族に対しても直接影響を及ぼしている。

そこで、コンバット・ストレスに精通するわが国的第一人者であり、海外派遣自衛官と家族の健康問題について実践的に取り組んでいる医師により、その内容を明らかにするとともに、本件において、原告が受けた具体的な影響について、提出された証拠から解析する。

#### (2) 主な経歴

1972年 弘前大学医学部卒業。精神科医。

1985年～1997年 藤代健生病院（青森県弘前市）院長

2004年 沖縄協同病院（沖縄県那覇市）など

2013年 メンタルクリニックなごみ（福島県相馬市）所長

現在、日本精神障害者リハビリテーション学会会員

欧洲ストレストラウマ解離学会会員

海外派遣自衛官と家族の健康を考える会・共同代表

#### (3) 主な著書・論考

- ・『うつ病を体験した精神科医の処方せん』（大月書店、2005年）
- ・『統合失調症とのつきあい方』（大月書店、2007年）

- ・『誤解だらけのうつ治療』(集英社、2009年)
- ・『沖縄戦と心の傷 トロウマ診療の現場から』(岩波書店、2014年)
- ・『3.11と心の災害：福島にみるストレス症候群』(大月書店、2016年)

#### 4 原告本人

陳述書、尋問事項書等と合せ、追って明らかにする。

以上